

杏林学園駐輪場利用約款

(総則)

1. 株式会社K R Lが運営管理を行う杏林学園駐輪場（以下「駐輪場」という）を利用する者は、当約款の記載事項を承諾の上、利用するものとする。
2. 学校法人杏林学園、杏林大学医学部付属病院の関係者以外は利用することができない。

(車種)

3. 駐輪場では、自転車、原動機付自転車のみ駐車可能とする。

(利用時間)

4. 駐輪場は、年間を通じて24時間開放する。

(利用申込)

5. 利用申込は以下のサイトから行うこととする。

[自転車・原付バイク通勤の皆様へ | 杏林学園関連会社 \(krgroup.co.jp\)](http://krgroup.co.jp)

6. 利用申込は、車種にかかわらず、1人1台に限って申込順に受付を行う。
7. 利用申込は、利用開始月初日の5日前までに完了しなければならない。

(利用手続及び利用料金等)

8. 利用申込の手続は、「ご利用申込フォーム」より行う。
9. 契約は年度途中でも行うことができる。
10. 契約手続が完了した者には、車両に貼付する駐輪許可証を交付する。
11. 料金は自転車と原動機付自転車の2種類がある。

(利用契約の更新)

12. 年間利用契約の更新は、3月末日までに行うものとする。
13. 契約期間満了後の利用及び車両の放置は厳禁とする。
14. 契約期間満了となった駐輪許可証の返却は不要である。ただし契約期間途中で解約し、返金手続が生じた場合には、駐輪許可証を返却しなければならない。

(利用契約の解約)

15. 解約を希望する場合は、「ご解約フォーム」より必要事項を入力し、駐輪許可証を返却しなければならない。
16. 解約金は、駐輪場の定めた方式により、残存期間分の利用料金を返金する。

(盗難、破損等の事故)

17. 駐輪場内における車両の盗難、破損、紛失、焼失、冠水等の事象にかかる損失について、学校法人杏林学園及び株式会社K R Lは一切の責任を負わない。

(損害の弁償)

18. 利用者は、故意と過失にかかわらず、駐輪場施設、場内の他の車両または人身に損害を与えたときは、これを弁償しなければならない。

(安全への配慮)

19. 利用者は、駐輪場内やスロープで車両に乗って走行してはならない。
20. 利用者は、安全に十分注意し、自己責任で利用しなければならない。

(その他)

21. 利用者は、車両を所定の場所に正しく駐車しなければならない。
22. 利用者は、駐輪許可証を後輪カバーに貼付して利用しなければならない。後輪カバーがない場合は、後部の視認しやすい位置に貼付しなければならない。
23. 駐輪許可証のない車両は撤去処分を行う場合がある。
24. 利用者は、駐輪許可証を貼付している車両の修理等により代車を使用する場合には、あらかじめ株式会社KRLの許可を受けなければならない。
25. 利用者は、盗難防止のため、駐車時には確実な施錠を行うものとする。
26. 利用者は、駐輪場内での火気の使用、またはごみ・汚物の散逸など、管理上支障となる行為をしてはならない。
27. 駐輪場の利用について不正があったときは、以後の利用を禁止する場合がある。

株式会社KRL